

浄化槽保守点検業登録（新規・更新）申請の手引き

浄化槽保守点検業 登録（新規・更新）申請に必要な書類

1 提出書類

浄化槽保守点検業登録（更新登録）申請書【様式 17】

2 添付書類

(1)	《申請者が法人である場合》定款又は寄附行為の写し及び発行から 3 か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
(2)	《申請者が個人である場合》発行から 3 か月以内の住民票の写し ※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載
(3)	浄化槽管理士免状の写し
(4)	誓約書【様式 18】（法人分及び役員全員分） ※ただし、監査役は会計に限る旨が登記されている場合は除く
(5)	器具明細【様式 19】器具一覧（10 種類） 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、残留塩素濃度測定器具、塩素イオン濃度測定器具、汚泥沈殿試験器具、スカム厚測定器具、汚泥厚測定器具、溶存酸素量測定器具、水準器 ※新規時においては、各器具の写真を添付する必要はありません。 ※更新時においては、各器具の写真を添付することで現地確認を省略できる場合があります。 ※営業所ごとに提出が必要です。
(6)	経歴書（法人分及び役員全員分） ※ただし、監査役は会計に限る旨が登記されている場合は除く
(7)	前年度の市税納税証明書の写し ※札幌市内に主たる事務所がある場合：指名願（札幌市）で発行の最新 1 年分 札幌市外に主たる事務所がある場合：主たる事務所の所在する市町村にて、課税されているすべての税目の、前年度分、未納税額がないことがわかるもの
(8)	清掃を依頼する浄化槽清掃業者の会社名又は氏名及び営業所の所在地を記載した書類
(9)	営業所の付近見取り図
(10)	《更新の場合》研修を修了したことを証明する書類の写し ※ただし、営業所に置く浄化槽管理士が次のいずれかに該当するときは、以下に掲げる書類の添付をもってこの書類の写しの添付に代えることができる。 ・浄化槽管理士試験に合格した日の属する年度の翌年度の初日から 3 年以内である場合、当該合格したことを証明する書類 ・浄化槽法第 45 条第 1 項第 2 号に規定する講習の課程を修了した日の属する年度の翌年度の初日から 3 年以内である場合、当該修了したことを証明する

	書類 ・やむを得ない理由により受講証明書類の写しを添付できない場合、当該申請をする日の属する年度の翌年度の初日から 1 年以内に研修を当該浄化槽管理士に受けさせることを誓約する書面
--	---

3 申請手数料

- (1) 新規 30,000 円
- (2) 更新 25,000 円

※令和 7 年 4 月 1 日より、新規登録申請手数料が改定となります（改定前：30,000 円 ⇒ 改定後：31,100 円）。申請書提出時期にご注意ください。

※申請書の受付後にお渡し（送付）する納入用紙により、金融機関の窓口にて納入してください。領収書の写しを電子メールや郵送、FAX など提出してください。

なお、来庁して手続きされる場合は、午後 2 時頃までにお越し下さい。

4 その他

- (1) 前回申請から変更があれば、更新申請と合わせて変更手続きをお願いします。
- (2) 登録済証を発行後、御連絡いたしますので、更新の場合は旧登録済証を御郵送又は御持参ください。更新後の登録済証を郵送又はお渡しします。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日より、新規登録申請手数料が改定となります。郵送またはメールによる申請の場合、令和 7 年 3 月 31 日までに到着した分については、改定前の手数料となります。令和 7 年 4 月 1 日以降に到着した場合は、改定後の手数料となります。

ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに到着した分のうち、必要書類等の不足がある場合は、申請の要件が満たされた日の手数料が適用されます。3 月末に申請される場合はご注意願います。

【問い合わせ先】

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階

札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 浄化槽担当

TEL：011-211-2927 FAX：011-218-5105 MAIL：jigyohaiki@city.sapporo.jp